

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)

無期限

符号表示

略 平

※

総第1216 146-202号

※

第 1502 号

※昭和 年 月 日 時 分

29 12 16 19 09

※

大至急・至急・普通・LTP

発電係

新

大至急

漢

大 目

政務次官

事務次官

外務審議官

外務審議官

官 長

主管

アジア局長

次 長

参 事 官

北京アジア課長

首席事務官

主管局部課 (室) 名

ア北

発案 昭和 29 年 12 月 16 日

発案者

電話番号

下

2415

協議先

秘密指定解除

公文書監理室

法相

200-5 12/17

大 使

臨時代理大使

在 韓 国 領 事

あて 外務 大臣 発

総領事

代 理

電 報

在 釜 山 領 事

大 使

臨時代理大使

あて

総領事

代 理

件名

旧軍人軍属等韓国人遺骨の引渡し問題

往電 1478 号 8. に 関 し

1. 今回の遺骨引渡しでは、当方が直接遺族の資

格及びその遺骨引取意志を確認するの手段をとら

ず、また遺骨を直接遺族へ引渡すとの形式によ

り、韓国政府の行った確認にもとづいて韓国政府

済

(昭和四二・七・一 改正)

を通じて遺骨を遺族へ引渡す形式をとっていること
 本件遺骨は遺族に代って厚生省が保管しているため、上記
 (イ)(ロ)(ハ)に相当する何らかの手續をとらざる限り、厚生省の法的
 責任が問われることとなりかねないことは所承知のとおりである。当方
 としては韓国政府を通じ、表明された遺族の要請に沿って速
 やかに遺骨を返還する観点から、個々の遺族と厚生省の間で
 上記(イ)(ロ)(ハ)の手續をとることは省略することにしたが、これに代る
 ものとして、当方としては引渡しに先立ち、韓国政府が当方にかつ
 て遺族の調査確認と賠償責任をもちに行なったこと、韓国政府は
 遺族より依頼をうけて、遺骨を引取りし、おおよそ遺骨は韓
 国政府を經由して確実には遺族へ引渡されることにつき正式に
 韓国政府より確認をとりつけておく必要があると考えている。

== 秘 ==

3

以上内容の如く

上絶対必要とする

又、ついでに、^{韓国側}韓国側に対し本件遺骨引渡しの案件と

して、^{韓国側}韓国側から次のような内容を口上書として

貴方に要請越させるよう、引渡^程の切迫たる理

況にかんがみ、^大至急提案^{の上結果同様}ありたい。

「今般、旧日本軍人軍属として戦没した者の遺

族より、韓国政府に対し、日本政府の保管する

戦没者の遺骨等のうち自分に関係のあるものを

日本政府より引取ってとらいたい旨を要請越した

ところ、これらの者につき戸籍謄本及び住民票に

(註) 姓名簿には遺族のみを、現住所戦没者として所轄戦没者氏名が記されている

見づき調査の結果別流名簿の者は日本政府

がその遺骨等を保管している戦没者の正当な遺

族と認められたので、関係遺骨等の引渡し方

を要請する。韓国政府は日本政府から受領した遺

骨等を速やかに当該遺族に引渡すものである。」

==~~秘~~== 4

③ 3. なお上記2.の韓国側口上書に対し
は、当方より「韓国政府より要請のあった遺骨
を12月20日釜山において韓国政府に引渡すに
つき、~~遺骨を運送~~から遺族に転送す
る要請あり、旨口上書にて回答する予定。
釜山に転送^助は。

(3)